

一般競争入札の公告（電子入札・事後審査方式）

阿見町告示第 234 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び阿見町契約規則（平成12年阿見町規則第1号）第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、阿見町電子入札実施要綱及び、阿見町電子入札運用基準による。

令和8年9月30日

阿見町長 千葉 繁

1 入札対象工事

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| ① 工事件名 | R08社総交第1号町営曙アパート5号棟長寿命化改修工事 |
| ② 工事場所 | 阿見町曙東地内 |
| ③ 工事概要 | 建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式 |
| ④ 工 期 | 議決を得た翌日から 令和9年3月31日 |
| ⑤ 予定価格 | 事後公表 |
| ⑥ 最低制限価格 | 阿見町最低制限価格制度事務取扱規程により適用
事後公表 |

2 一般競争入札資格要件

別紙1のとおりとする。

3 競争参加資格確認申請書の提出

この工事の入札は、いばらき電子入札共同利用 電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で行うので、入札を希望するものは、下記提出方法により、一般競争入札の参加資格確認申請書を提出しなければならない。なお、下記期間までに申請書を提出しない者は、この公告の入札に参加することができない。

○申請書の提出期間

- ・期 間： 公告日 から 令和8年10月15日 午後3時まで
- ・提出方法： ①電子入札システムにより申請すること
 - ・提出先： <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>②郵便入札による承認を受けた者については、一般競争入札参加資格確認申請書を郵送（一般書留，簡易書留，配達記録郵便のいずれか）で提出すること。
 - ・提出先： 〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 阿見町役場管財課

4 入札参加資格審査

この入札は、阿見町一般競争入札実施要綱第12条に基づく事後審査方式とする。

5 設計図書等の閲覧・質問

(1) 設計図書等については、下記によりに閲覧を行うこと。

- ・閲覧期間： 公告日 から 令和8年10月27日まで
- ・閲覧方法： いばらき電子入札共同利用 入札情報サービスにて掲載する。
<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

(2) 設計図書等に対する質問がある場合には、下記担当課に確認すること。

- ・質疑期日： 公告日 から 令和8年10月8日 午後5時まで（土日祝日を除く）
- ・質問先： 阿見町役場 産業建設部 都市整備課
電 話 029-888-1111
FAX 029-887-9560
- ・回答： 期限日の翌平日までに入札参加者へFAXで回答し、質問内容により「入札情報公開システム」に掲載する。

(3) 現場説明会は行わない。

6 入札方法等

(1) 入札書提出期間

- ・入札書提出期間： 令和8年10月22日～令和8年10月26日 午後3時まで
- ・提出方法： ①電子入札システムにより提出すること
<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>
②郵便入札による承認を受けた者については、別紙2のとおり、1回目の入札書及び工事費内訳書を郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか）による提出とし、2回目以降は入札書を町の指定する方法・日時までに持参すること。
・提出先：〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 阿見町役場管財課
※入札書及び工事費内訳書は町指定様式にて作成すること。

(2) 工事費内訳書

- ①工事費内訳書は、町指定様式にて作成すること。なお、電子入札システムにより提出する際は、画像ファイル等（TIFF、JPEG形式等）に変換し、入札書と併せて電子入札システムへ提出すること。
- ②1回目の入札金額に対応したものを作成すること。
※工事費内訳書内に、「値引き」などの経費の積算根拠が不明確となる項目は記載しないこと。
ただし、一万円未満の金額を「端数処理」として切り捨てる場合はこの限りでない。

7 入札執行（開札）の日時・場所等

- ・日 時： 令和8年10月27日 午前 10時0分
- ・場 所： 阿見町役場 4階 会議室

8 入札執行（開札）方法等

(1) 事後審査方式にて行う。

(2) 入札については、再度入札を含め2回とする。

(3) 再度入札の日時については、管財課が指定する時間とし、入札参加者に対し、電子入札システム又は電話等により連絡することとする。なお、再度入札をしても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用する。

(4) 最低制限価格を設定しているので、当該価格に満たない価格で入札をしたものは失格となり、最低価格入札者であっても落札者とならない。また、失格となった者は、阿見町契約規則第13条の規定にかかわらず、再度の入札に参加することができない。

(5) 入札保証金は免除とする。

- (6) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、阿見町契約規則（平成12年阿見町規則第1号）の関係各条を遵守すること。
- (7) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (8) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 提出した入札書の引換え、又は変更は認めない。
- (10) 入札をした者は、入札後、この公告、設計図書等、契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9 入札の無効

- (1) 次のいずれか該当する場合の入札は無効とする。
 - ①入札及び工事費内訳書について不正の行為があった場合。
 - ②入札書の金額その他必要事項を確認しがたい場合。
 - ③入札参加申請書及び入札書が指定の日時までに到達しない場合。
 - ④入札書を2通以上提出した場合。
 - ⑤他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合。
 - ⑥1回目の入札金額に対応した工事費内訳書が提出されない場合。
 - ⑦工事費内訳書の計算に間違いがある場合。
 - ⑧入札書と工事費内訳書の記載事項が相違する場合。
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に、必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに、この公告において示した要件などの入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 電子入札システムにおいて参加申請書を提出された者であっても、申請の後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において2の各号に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
- (4) 「阿見町入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領」第2条第1項第4号及び第5号に該当した場合は、入札を無効とする。

10 落札候補者決定方法

- (1) 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したもののうち最低制限価格以上の最低価格以上の最低価格をもって申込みをした者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札によるくじ引きにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、下記に従って入札参加資格を確認する書類を提出する。
 - ①提出期限：提出を求められた日の翌日までに提出すること。
 - ②提出場所：阿見町役場 総務部 管財課
 - ③提出方法：FAXによる（送信後、確認のため必ず管財課へ電話をすること）
 - ④提出書類（入札参加資格を確認する書類）
 - ア．一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号）
 - イ．主任(監理)技術者配置予定表（様式第3号）
 - ウ．その他、必要と認める資料等

11 落札者決定方法

- (1) 入札参加資格を確認する10（3）④の書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。

(2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者（予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをし、且つ最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者）を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行う。なお、この審査により落札者を決定できなかった場合は、この入札を中止とし、不調とする。

1 2 請負契約書作成：要する。

1 3 支払条件

- (1) 前金払：請求できる。
- (2) 中間前金払：請求できる。
- (3) 部分払：行わない。
- (4) (1), (2) について契約書約款第34条の規定に基づくこと。

1 4 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額で、次に掲げるいずれかの保証を付すこと。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共事業履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

1 5 契約条項を示す場所

契約について定めている阿見町契約規則については、阿見町役場総務部管財課にて閲覧できるほか、阿見町ホームページにおいても閲覧できる。

1 6 町議会の議決に付すべき契約

1件の予定金額が5,000万円以上の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による町議会の議決を得た日から本契約とする。

1 7 その他

- (1) 落札者は、10(3)④イの書類に記載した配置予定の技術者を、この公告の工事の現場に配置すること。
- (2) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、落札者は契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に協議を行うこととする。

1 8 詳細不明の点については、次に照会のこと。

①公告の内容

阿見町役場 総務部 管財課

電 話 029-888-1111

FAX 029-887-9560

②工事の内容

阿見町役場 産業建設部 都市整備課

電 話 029-888-1111

F A X 029-887-9560

(別紙1)

一般競争入札参加資格要件

令和7・8年度阿見町一般(指名)競争入札参加資格審査の結果、令和7・8年度年度建設工事有資格者名簿に登載されているものであること。
地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による阿見町の入札参加制限を受けていない者であること。
建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事業の特定建設業の許可を有していること。
建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者もしくは監理技術者をそれぞれ適正に配置できること。
阿見町工事請負契約に係る指名停止等措置要領に規定する措置基準に該当しない者であること。
2026年4月現在で茨城県内に本社を有している者であること。
令和7・8年度入札参加資格審査申請書に添付した、経営事項審査結果通知書(この工事の入札参加申請時において有効期間内であるもの)における総合評価値が、建築一式工事で900点以上の者であること。
令和7・8年度入札参加資格審査申請書に添付した、経営事項審査結果通知書(この工事の入札参加申請時において有効期間内であるもの)における同種工事の元請完成工事高1億円以上の者であること。
阿見町暴力団排除条例(平成23年条例19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
会社更生法(昭和22年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(別紙2)

郵便入札の承認を受けた者における入札書等提出方法

内封筒記載方法

【表面】

㊞(捨印)	入札書(第1回)及び工事費内訳	(朱書)						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%;">工事名</td><td style="width: 40%;"></td><td style="width: 30%;"></td></tr><tr><td>商号又は名称</td><td>代表者氏名</td><td style="text-align: center;">㊞</td></tr></table>			工事名			商号又は名称	代表者氏名	㊞
工事名								
商号又は名称	代表者氏名	㊞						

【裏面】

※封印2箇所	
㊞	㊞

※注意事項

- ・封筒の規格・・・長形4号 90×205mm
- ・封筒表面の「入札書及び工事費内訳書」の文字は、朱書きをしてください。
- ・封筒は、必ず、封かん、封印してください。
- ・印鑑は、使用印鑑として届出をした印鑑を使用してください。
- ・記載漏れ、誤字、脱字、封印漏れがあった場合は、この内封筒を開封することなく入札書を無効とするので注意してください。
- ・工事費内訳書の提出が義務付けられているときは必ず工事費内訳書を同封してください。
- ・2回目以降の入札書の提出については、ここで示す内封筒により、朱書を入札書(第2回)と記載し、同様に作成して提出してください。

外封筒記載方法

【表面】

	茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1
	阿見町総務部管財課 行
	入札書及び工事費内訳書 (朱書) (阿見町役場 管財課扱)
切 手	

【裏面】

	工事名 工事箇所 開札日時 年 月 日 午前 時 分 商号又は名称 ※封印2箇所
(印)	(印)
	差出人住所 競争入札参加資格審査申請受付番号 ()

※注意事項

- ・封筒の規格・・・長形3号 120×235mm
- ・封筒表面の「入札書及び工事費内訳書」の文字は、朱書きをしてください。
- ・封筒は、必ず、封かん、封印してください。
- ・印鑑は、使用印鑑として届出をした印鑑を使用してください。
- ・入札件数が複数件ある場合には「開札日時」「工事名」「工事箇所」を追加記載してください。
- ・入札件数は内封筒の枚数と同じになります。
- ・競争入札参加資格審査申請受付番号については、町HPを参照してください。
町HPトップ → 事業者のかたへ → 入札・契約情報 → 入札参加資格
→ 令和7・8年度有資格者名簿 → 令和7・8年度建設工事 有資格者名簿 (PDFファイル)
<http://www.town.ami.lg.jp/0000001471.html>